

第 3 付属資料



総務省届出済

東京都指定統計調査第4号

この調査票に記入された事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。



東京都

回収予定日	月	日
-------	---	---

平成18年度
東京都福祉保健基礎調査 調査票①
―世帯と世帯員の状況―
(平成18年11月11日現在)

回答 状況	1 回答	調査不能			
		2	3	4	5

調査 地区	区市町村
----------	------

調査番号		回答 状況	回 答 者	回答時間 (分)
地区番号	対象者 番号			

調査員 氏名				
調査員 番号				

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
1 世帯主 (代表者) と の続柄	01 本人 (世帯主) 02 配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 本人の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 他の親族 12 その他 ()	01 本人 (世帯主) 02 配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 本人の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 他の親族 12 その他 ()	01 本人 (世帯主) 02 配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 本人の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 他の親族 12 その他 ()	01 本人 (世帯主) 02 配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 本人の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 他の親族 12 その他 ()	
2 性別	1 男 2 女	1 男 2 女	1 男 2 女	1 男 2 女	1 男 2 女
3 出生の年月	1 明治 年 2 大正 年 3 昭和 年 4 平成 月	1 明治 年 2 大正 年 3 昭和 年 4 平成 月	1 明治 年 2 大正 年 3 昭和 年 4 平成 月	1 明治 年 2 大正 年 3 昭和 年 4 平成 月	1 明治 年 2 大正 年 3 昭和 年 4 平成 月
4 配偶者の 有無	1 同居 5 離婚 2 別居 6 その他 3 未婚 () 4 死別	1 同居 5 離婚 2 別居 6 その他 3 未婚 () 4 死別	1 同居 5 離婚 2 別居 6 その他 3 未婚 () 4 死別	1 同居 5 離婚 2 別居 6 その他 3 未婚 () 4 死別	1 同居 5 離婚 2 別居 6 その他 3 未婚 () 4 死別

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
5 保育・教育 の状況	01 認可保育所 02 認証保育所 03 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 04 幼稚園 05 保育ママ 06 乳幼児の父母 (在宅保育) 07 乳幼児の祖父 母(在宅保育)	01 認可保育所 02 認証保育所 03 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 04 幼稚園 05 保育ママ 06 乳幼児の父母 (在宅保育) 07 乳幼児の祖父 母(在宅保育)	01 認可保育所 02 認証保育所 03 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 04 幼稚園 05 保育ママ 06 乳幼児の父母 (在宅保育) 07 乳幼児の祖父 母(在宅保育)	01 認可保育所 02 認証保育所 03 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 04 幼稚園 05 保育ママ 06 乳幼児の父母 (在宅保育) 07 乳幼児の祖父 母(在宅保育)	01 認可保育所 02 認証保育所 03 認可外保育施設 (ベビーホテル等) 04 幼稚園 05 保育ママ 06 乳幼児の父母 (在宅保育) 07 乳幼児の祖父 母(在宅保育)
	08 小学校 (学童 保育利用あり) 09 小学校 (学童 保育利用なし) 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学・高 等専門学校 13 大学 14 大学院 15 その他 ()	08 小学校 (学童 保育利用あり) 09 小学校 (学童 保育利用なし) 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学・高 等専門学校 13 大学 14 大学院 15 その他 ()	08 小学校 (学童 保育利用あり) 09 小学校 (学童 保育利用なし) 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学・高 等専門学校 13 大学 14 大学院 15 その他 ()	08 小学校 (学童 保育利用あり) 09 小学校 (学童 保育利用なし) 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学・高 等専門学校 13 大学 14 大学院 15 その他 ()	08 小学校 (学童 保育利用あり) 09 小学校 (学童 保育利用なし) 10 中学校 11 高等学校 12 短期大学・高 等専門学校 13 大学 14 大学院 15 その他 ()

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
5-1 18年10月 中の育児にか かった費用	5で01~07を選んだ方にお尋ねします。18年10月中の育児にかかった費用はいくらですか。 ・保育費、医療費、家具・寝具等の費用、衣服費、衛生費、乳児にかかる費用およびその他（小遣い、おもちゃ代）の乳幼児にかかった費用すべてが入ります。ただし、飲食費、高熱水道費、住居費など分割不可能なものは除きます。				
	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円
	* 500 円以上は切り上げ、500 円未満は切り捨て	* 500 円以上は切り上げ、500 円未満は切り捨て	* 500 円以上は切り上げ、500 円未満は切り捨て	* 500 円以上は切り上げ、500 円未満は切り捨て	* 500 円以上は切り上げ、500 円未満は切り捨て
6 10月1日 から31日ま での収入のあ る仕事の有無	・仕事とは、収入を伴う仕事をいい、自家営業の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトを含めます。				
	○少しでも仕事をした人 1 主に仕事 2 家事などのほかに仕事 3 通学のかたわらに仕事 ○仕事をしなかった人 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 家事 7 通学 8 その他 ()	○少しでも仕事をした人 1 主に仕事 2 家事などのほかに仕事 3 通学のかたわらに仕事 ○仕事をしなかった人 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 家事 7 通学 8 その他 ()	○少しでも仕事をした人 1 主に仕事 2 家事などのほかに仕事 3 通学のかたわらに仕事 ○仕事をしなかった人 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 家事 7 通学 8 その他 ()	○少しでも仕事をした人 1 主に仕事 2 家事などのほかに仕事 3 通学のかたわらに仕事 ○仕事をしなかった人 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 家事 7 通学 8 その他 ()	○少しでも仕事をした人 1 主に仕事 2 家事などのほかに仕事 3 通学のかたわらに仕事 ○仕事をしなかった人 4 仕事を休んでいた 5 仕事を探していた 6 家事 7 通学 8 その他 ()

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
6-1 就労の形態	6で1～4を選んだ方にお尋ねします。				
	○雇用されている人	○雇用されている人	○雇用されている人	○雇用されている人	○雇用されている人
	1 一般常雇者 (契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのないもの)	1 一般常雇者 (契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのないもの)	1 一般常雇者 (契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのないもの)	1 一般常雇者 (契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのないもの)	1 一般常雇者 (契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのないもの)
	2 1月以上1年未満の契約の雇用者	2 1月以上1年未満の契約の雇用者	2 1月以上1年未満の契約の雇用者	2 1月以上1年未満の契約の雇用者	2 1月以上1年未満の契約の雇用者
	3 日々又は1月未満の契約の雇用者	3 日々又は1月未満の契約の雇用者	3 日々又は1月未満の契約の雇用者	3 日々又は1月未満の契約の雇用者	3 日々又は1月未満の契約の雇用者
	4 会社などの役員	4 会社などの役員	4 会社などの役員	4 会社などの役員	4 会社などの役員
	5 雇い人のある自営業主	5 雇い人のある自営業主	5 雇い人のある自営業主	5 雇い人のある自営業主	5 雇い人のある自営業主
	6 雇い人のない自営業主	6 雇い人のない自営業主	6 雇い人のない自営業主	6 雇い人のない自営業主	6 雇い人のない自営業主
	7 家族従業者(自営業の手伝い)	7 家族従業者(自営業の手伝い)	7 家族従業者(自営業の手伝い)	7 家族従業者(自営業の手伝い)	7 家族従業者(自営業の手伝い)
	8 家庭内の賃仕事	8 家庭内の賃仕事	8 家庭内の賃仕事	8 家庭内の賃仕事	8 家庭内の賃仕事
9 授産場・福祉作業所利用者(＊)	9 授産場・福祉作業所利用者(＊)	9 授産場・福祉作業所利用者(＊)	9 授産場・福祉作業所利用者(＊)	9 授産場・福祉作業所利用者(＊)	
＊授産場・福祉作業所利用者 ・高齢者や障害者など就労が困難な人が指導を受けながら作業を行い、その保護と自立更生を図ることを目的とする施設を利用している人を行います。					

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
6-1で1～3を選んだ方にお尋ねします。					
6-2 勤め先での呼称	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の職員 5 契約職員・嘱託 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の職員 5 契約職員・嘱託 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の職員 5 契約職員・嘱託 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の職員 5 契約職員・嘱託 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の職員 5 契約職員・嘱託 6 その他
6-3 企業規模・官公庁の別	6で1～4を選んだ方にお尋ねします。				
	1 1～4 人 2 5～29 人 3 30～99 人 4 100～299 人 5 300～499 人 6 500～999 人 7 1000～4999 人 8 5000 人以上 9 官公庁	1 1～4 人 2 5～29 人 3 30～99 人 4 100～299 人 5 300～499 人 6 500～999 人 7 1000～4999 人 8 5000 人以上 9 官公庁	1 1～4 人 2 5～29 人 3 30～99 人 4 100～299 人 5 300～499 人 6 500～999 人 7 1000～4999 人 8 5000 人以上 9 官公庁	1 1～4 人 2 5～29 人 3 30～99 人 4 100～299 人 5 300～499 人 6 500～999 人 7 1000～4999 人 8 5000 人以上 9 官公庁	1 1～4 人 2 5～29 人 3 30～99 人 4 100～299 人 5 300～499 人 6 500～999 人 7 1000～4999 人 8 5000 人以上 9 官公庁
・企業規模は、勤務している職場のみではなく、本社、本店、出張所、工場等も含めた企業全体の従事者を答えてください。国や地方自治体に雇用されている人は「官公庁」としてください。					

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
6-4 仕事の種類	6で1〜4を選んだ方にお尋ねします。				
	1 専門的・技術的な仕事 2 管理的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 運輸・通信の仕事 9 生産工程・労務作業の仕事 10 その他の仕事	1 専門的・技術的な仕事 2 管理的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 運輸・通信の仕事 9 生産工程・労務作業の仕事 10 その他の仕事	1 専門的・技術的な仕事 2 管理的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 運輸・通信の仕事 9 生産工程・労務作業の仕事 10 その他の仕事	1 専門的・技術的な仕事 2 管理的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 運輸・通信の仕事 9 生産工程・労務作業の仕事 10 その他の仕事	1 専門的・技術的な仕事 2 管理的な仕事 3 事務の仕事 4 販売の仕事 5 サービスの仕事 6 保安の仕事 7 農林漁業の仕事 8 運輸・通信の仕事 9 生産工程・労務作業の仕事 10 その他の仕事
	☐	☐	☐	☐	☐

世帯員番号	01	02	03	04	05
7 健康状態	1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない	1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない	1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない	1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない	1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない
8 傷病の状況 傷病ありの場合、その治療の状況についてあてはまる番号すべてを選んでください。	傷病（病気やけが）あり （1 病院・診療所に入院中 2 病院・診療所に通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療等を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他（通院していないなど） 7 傷病なし	傷病（病気やけが）あり （1 病院・診療所に入院中 2 病院・診療所に通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療等を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他（通院していないなど） 7 傷病なし	傷病（病気やけが）あり （1 病院・診療所に入院中 2 病院・診療所に通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療等を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他（通院していないなど） 7 傷病なし	傷病（病気やけが）あり （1 病院・診療所に入院中 2 病院・診療所に通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療等を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他（通院していないなど） 7 傷病なし	傷病（病気やけが）あり （1 病院・診療所に入院中 2 病院・診療所に通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療等を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他（通院していないなど） 7 傷病なし

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
9 医療保険の加入状況	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 その他	国民健康保険 1 区市町村 2 組合 被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 その他
10 現在の公的年金の加入状況	・加入している人 …20 歳未満の方は原則として加入していません。 ・加入していない人…20 歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢（退職）年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します				
	公的年金に加入している 1 国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 2 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者） 3 国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者の配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 2 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者） 3 国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者の配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 2 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者） 3 国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者の配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 2 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者） 3 国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者の配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 2 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者） 3 国民年金第 3 号被保険者（第 2 号被保険者の配偶者） 4 公的年金に加入していない

世帯員番号	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
11 身体障害者手帳の所持状況	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級 7 申請中 8 所持していない	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級 7 申請中 8 所持していない	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級 7 申請中 8 所持していない	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級 7 申請中 8 所持していない	1 1級 2 2級 3 3級 4 4級 5 5級 6 6級 7 申請中 8 所持していない
12で1～7を選んだ方にお尋ねします。 ・障害の種類…2種類以上の方は、すべて選んでください。					
11-1 障害の種類	1 視覚障害 2 聴覚・平衡機能障害 3 音声・言語・そしゃく機能障害 4 上肢機能障害 5 下肢機能障害 6 体幹機能障害 7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 8 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚・平衡機能障害 3 音声・言語・そしゃく機能障害 4 上肢機能障害 5 下肢機能障害 6 体幹機能障害 7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 8 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚・平衡機能障害 3 音声・言語・そしゃく機能障害 4 上肢機能障害 5 下肢機能障害 6 体幹機能障害 7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 8 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚・平衡機能障害 3 音声・言語・そしゃく機能障害 4 上肢機能障害 5 下肢機能障害 6 体幹機能障害 7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 8 内部機能障害	1 視覚障害 2 聴覚・平衡機能障害 3 音声・言語・そしゃく機能障害 4 上肢機能障害 5 下肢機能障害 6 体幹機能障害 7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 8 内部機能障害

世帯員番号	01	02	03	04	05
愛の手帳…知的障害者(児)の方に交付される手帳です。					
12 愛の手帳 の所持状況	1 1 度	1 1 度	1 1 度	1 1 度	1 1 度
	2 2 度	2 2 度	2 2 度	2 2 度	2 2 度
	3 3 度	3 3 度	3 3 度	3 3 度	3 3 度
	4 4 度	4 4 度	4 4 度	4 4 度	4 4 度
	5 申請中	5 申請中	5 申請中	5 申請中	5 申請中
	6 所持していない	6 所持していない	6 所持していない	6 所持していない	6 所持していない
13 精神障害 者保健福祉手 帳の所持状況	1 1 級	1 1 級	1 1 級	1 1 級	1 1 級
	2 2 級	2 2 級	2 2 級	2 2 級	2 2 級
	3 3 級	3 3 級	3 3 級	3 3 級	3 3 級
	4 申請中	4 申請中	4 申請中	4 申請中	4 申請中
	5 所持していない	5 所持していない	5 所持していない	5 所持していない	5 所持していない

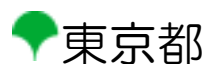
20 別居している子の有無	1 別居している子がいる 2 別居している子はいない 3 子はいない	
20-1 別居している子の人数	20で1を選んだ方にお尋ねします。 人	
20-2 最も近くに住んでいる子との距離	20で1を選んだ方にお尋ねします。 1 隣 2 10分くらい 3 1時間くらい 4 それ以上	最も近くに住んでいる子との距離は、通常行き来する方法での時間で回答してください。
21 世帯の年間収入	01 100万円未満 02 100～200万円未満 03 200～300万円未満 04 300～400万円未満 05 400～500万円未満 06 500～600万円未満 07 600～700万円未満 08 700～800万円未満 09 800～900万円未満 10 900～1000万円未満 11 1000～1100万円未満 12 1100～1200万円未満 13 1200～1300万円未満 14 1300～1400万円未満 15 1400～1500万円未満 16 1500～2000万円未満 17 2000万円以上	世帯で収入があった人全員の平成17年分の収入額の総額を選択してください。 ・単身赴任者を送り出している世帯においては、単身赴任者から給料等の送金を仕送りとして計算してください。 ・「賃金・給料」の収入については、勤め先から支払を受けた給料、賃金、賞与の合計額を選択してください。この中には税金や社会保険料を含めます。 ・事業所得は、事業の収入金額から事業支出（仕入額＋その他の必要経費）の金額を差し引いたものをいいます。

22 世帯収入の種類	01 賃金・給料 04 家賃・地代 07 年金・恩給 10 雇用保険 02 事業所得 05 利子・配当 08 生活保護 11 その他の収入 () 03 内職収入 06 仕送り 09 その他の社会保障給付金 主なもの その他該当するもの									
23 世帯主からみた生計中心者の続柄	01 本人 02 配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 本人の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 他の家族 12 その他 ・生計の中心者とは、食費、住居費など世帯の生活を維持するのに必要な生活費を最も多く負担している人を行い、必ずしも世帯主とは限りません。									
24 生計中心者の年間収入	01 100 万円未満 02 100～200 万円未満 03 200～300 万円未満 04 300～400 万円未満 05 400～500 万円未満 06 500～600 万円未満 07 600～700 万円未満 08 700～800 万円未満 09 800～900 万円未満 10 900～1000 万円未満 11 1000～1100 万円未満 12 1100～1200 万円未満 13 1200～1300 万円未満 14 1300～1400 万円未満 15 1400～1500 万円未満 16 1500～2000 万円未満 17 2000 万円以上 ・平成 17 年分の生計中心者の収入額の総額を選択してください。									
25 生計中心者の課税状況	(所得税) (住民税) 1 課税 ・ 課税 2 非課税 ・ 非課税 3 非課税 ・ 均等割のみ課税 4 非課税 ・ 所得割課税 生計中心者の課税状況 ・住民税の均等割とは、所得金額にかかわらず定額で課税されるものです。 (都民税額 1,000 円＋区市町村民税額 3,000 円) 住民税が 4,000 円を超えるような場合「均等割のみ課税」ではなく「所得割課税」となります。 ・住民税の所得割課税とは、前年の所得金額に応じて課税されるものです。									

問 1-4 問 1-3 の状態になってからどのくらいの期間がたっていますか。 (該当するものを選んでください) 1 1 月未満 6 3 年～5 年未満 2 1 月～3 月未満 7 5 年～10 年未満 3 3 月～6 月未満 8 10 年～20 年未満 4 6 月～1 年未満 9 20 年以上 5 1 年～3 年未満	問 1-4 問 1-3 の状態になってからどのくらいの期間がたっていますか。 (該当するものを選んでください) 1 1 月未満 6 3 年～5 年未満 2 1 月～3 月未満 7 5 年～10 年未満 3 3 月～6 月未満 8 10 年～20 年未満 4 6 月～1 年未満 9 20 年以上 5 1 年～3 年未満
問 1-5 主に手助けや見守りをしている人はどなたですか。(手助けや見守りを必要とする方との続柄をお答えください。) 1 配偶者 5 父母 9 他の親族 2 子 6 配偶者の父母 10 事業者 3 子の配偶者 7 祖父母 11 その他() 4 孫 8 兄弟姉妹	問 1-5 主に手助けや見守りをしている人はどなたですか。(手助けや見守りを必要とする方との続柄をお答えください。) 1 配偶者 5 父母 9 他の親族 2 子 6 配偶者の父母 10 事業者 3 子の配偶者 7 祖父母 11 その他() 4 孫 8 兄弟姉妹
問 1-6 その方は同居ですか？別居ですか？ 1 同居⇒○ページの世帯員番号は 2 別居	問 1-6 その方は同居ですか？別居ですか？ 1 同居⇒○ページの世帯員番号は 2 別居
問 1-7 その方の性別をお答えください。 1 女 2 男	問 1-7 その方の性別をお答えください。 1 女 2 男

秘

総務省届出済



東京都指定統計調査第4号

この調査票に記入された事項は、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを記入してください。

回収予定日 月 日

平成18年度
東京都福祉保健基礎調査 調査票②
(平成18年11月11日現在)

調査ご協力のお願いと記入上の注意

この調査は、現在満20歳以上の都民の方に、生活状況や、東京都の福祉や保健医療に関する施策についてお尋ねするものです。

記入にあたっては、回答を選択肢の中から選び、選んだ番号を○で囲んでください。「その他」を選んだ場合は、その具体的内容を（ ）内に記入してください。
ご協力をよろしくお願い申し上げます。

----- (調査員が記入) -----

回答 状況	1 回答	調査不能			
		2	3	4	5

調 査 票	調査番号					No	回 答 者	回 答 状 況
	地区番号			世帯番号				
2								

調査員 氏名				
調査員 番号				

あなたの性別及び年齢を教えてください。

1 男	2 女
-----	-----

歳

(平成 18 年 11 月 11 日現在)

食生活についておたずねします

【問 1】あなたは、ふだんの 1 日の食事（3 食）のうち、何回、主食（ご飯、パン、麺類など）、主菜（肉、魚、卵、豆腐などの豆製品を使ったおかず）、副菜（野菜を使ったおかず）をそろえた食事をしていますか。次の中から 1 つ 選んでください。

N=6,996

- | | | |
|---|---------------|-------------|
| 1 | 一日 1 食はそろえている | 23.6(1,653) |
| 2 | 一日 2 食はそろえている | 38.2(2,675) |
| 3 | 3 食ともそろえている | 25.0(1,751) |
| 4 | 特に気にしていない | 12.2(851) |
| | 無回答 | 0.9(66) |

【問 2】あなたはふだん朝食を食べない（欠食する）ことがありますか。次の中から 1 つ 選んでください。

（注）「菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合」「錠剤などのサプリメント、栄養ドリンク剤のみの場合」は欠食とします。

N=6,996

- | | | |
|---|-------------------|-------------|
| 1 | 朝食は必ず食べる | 68.5(4,793) |
| 2 | 週に 1～2 日食べないことがある | 12.4(871) |
| 3 | 週に 3～4 日食べないことがある | 4.8(339) |
| 4 | 朝食はほとんど食べない | 13.7(959) |
| | 無回答 | 0.5(34) |

飲酒についておたずねします

【問 3】 あなたがふだんお酒を飲む頻度はどれくらいですか。次の中から 1つ 選んでください。

N=6,996

- | | | | |
|---|-----------------|-------------|-------------|
| 1 | 毎日 | 17.6(1,228) | |
| 2 | 週 5～6 日 | 6.8(474) | |
| 3 | 週 3～4 日 | 7.5(527) | |
| 4 | 週 1～2 日 | 9.5(663) | |
| 5 | 月に 1～3 日 | 13.2(925) | |
| 6 | やめた（1 年以上やめている） | 2.6(183) | } → 《問 4 へ》 |
| 7 | ほとんど飲まない（飲めない） | 42.3(2,960) | |
| | 無回答 | 0.5(36) | |

《問 3 で 1～5 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 3-1】 お酒を飲む日の 1 日の平均的な飲酒量はどれくらいですか。清酒に換算（※）し、次の中から 1つ 選んでください。

N=3,817

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 1 | 1 合未満 | 39.3(1,501) |
| 2 | 1～2 合未満 | 34.5(1,318) |
| 3 | 2～3 合未満 | 16.1(615) |
| 4 | 3～4 合未満 | 5.9(226) |
| 5 | 4～5 合未満 | 1.6(60) |
| 6 | 5 合以上 | 1.9(72) |
| | 無回答 | 0.7(25) |

※ 清酒 1 合（180ml）は、次の量にほぼ相当します。

- ・ ビール・発泡酒中瓶 1 本（約 500ml） ・ ワイン 2 杯（240ml）
- ・ 焼酎 20 度（135ml） ・ 焼酎 35 度（80ml） ・ チュウハイ 7 度（350ml）
- ・ ウィスキーダブル 1 杯（60ml）

たばこについておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 4】 あなたは、これまでにたばこを吸ったことがありますか。次の中から **1つ** 選んでください。

N=6,996

- 1 これまでに吸った合計が 100 本以上、または、
100 本以下でも 6 ヶ月以上吸っている（吸っていた） → 《問 4-1、4-2 へ》
41.3(2,886)
- 2 吸ったことはあるが合計 100 本未満で 6 ヶ月未満である。 → 《問 4-1 へ》
7.7(542)
- 3 まったく吸ったことがない → 《問 5 へ》
50.3(3,521)
無回答
0.7(47)

《問 4 で 1 または 2 を選んだ方にお聞きします。》

→ 【問 4-1】 現在（この 1 ヶ月間）、あなたはたばこを吸っていますか。次の中から **1つ** 選んでください。 N=3,428

- 1 毎日吸う 46.5(1,594)
- 2 ときどき吸っている 5.0(173)
- 3 今は（この 1 ヶ月間）吸っていない 41.2(1,413)
- 無回答 7.2(248)

《問 4 で 1 を選んだ方にお聞きします。》

→ 【問 4-2】 あなたは通常、1 日に何本たばこを吸いますか（吸っていましたか）。
（注）「ときどき吸う方」は吸うときの 1 日の本数をお答えください。

--	--	--

 本

運動についておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 5】 健康の維持・増進のために、以下のような内容の「生活活動（日常生活で身体を動かすこと）」「運動」が推奨されています。あなたはこの内容を知っていましたか？また、これを実行していますか？

「生活活動」「運動」のそれぞれについて、「認知度」「実行の程度」欄であてはまるものを **1つずつ** 選んでください。

(注) 計 4 つ〇が付くこととなります。

N=6,996

	推奨内容	推奨内容の 認知度	推奨内容の実行の程度
生活活動	日常生活で、毎日合計 60 分間くらい身体を動かす（歩く、自転車に乗る、体を動かして作業を行うなど）ような生活をする。	1 知っていた 55.7(3,897) 2 知らなかった 42.7(2,989) 無回答 1.6(110)	1 実行していないし、実行しようとも考えていない 11.7(822) 2 実行していないが、実行しようと考えている 19.5(1,367) 3 実行しようとしているが、十分に実行できていない 24.0(1,680) 4 実行しているが、まだ習慣化していない 12.0(843) 5 実行していて、十分に習慣化している 25.3(1,771) 6 その他（ ） 2.2(156) 無回答 5.1(357)
運動	速歩のようなやや強い運動（※1）を 1 週間で合計 60 分間程度、ジョギングのような強い運動（※2）ならば合計 35 分間程度以上行う。	1 知っていた 46.3(3,237) 2 知らなかった 51.4(3,594) 無回答 2.4(165)	1 実行していないし、実行しようとも考えていない 22.1(1,544) 2 実行していないが、実行しようと考えている 24.6(1,724) 3 実行しようとしているが、十分に実行できていない 20.0(1,400) 4 実行しているが、まだ習慣化していない 9.3(654) 5 実行していて、十分に習慣化している 15.1(1,053) 6 その他（ ） 3.2(224) 無回答 5.7(397)

※1 やや強い運動の例

ウォーキング（速歩）、ジャズダンス、バスケットボール、水泳（ゆっくり）、水中運動（アクアビクスなど）、太極拳、卓球、ソフトボール、野球、ウェイトトレーニング（高強度）、ゴルフ（カートを使わない場合）など

※2 強い運動の例

ジョギング、エアロビクス、サッカー、テニス、スキー、スケート、水泳、登山、柔道、空手など

健診についておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 6】あなたは過去 1 年間に、健診（健康診断や健康診査）や人間ドックを受けたことがありますか。

（注1） 区市町村が実施する健診（基本健康診査、誕生月健診など）は、健診に含みます。

（注2） がんのみの検診、妊産婦検診、歯の健康診査、病院や診療所で行う診療としての検査は、健診に含みません。

N=6,996

1 ある →《問 6-1 へ》

69.4(4,852)

2 ない →《問 7 へ》

30.2(2,112)

無回答

0.5(32)

《問 6 で 1 を選んだ方にお聞きします。》

→ 【問 6-1】健診の結果、次のような指摘を受けましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

（注）健診結果にあわせて書面に、「血压が高めなので、塩分の摂取を控えましょう」「再検査を受けてください」など記載されている場合を含みます。

1 肥満 14.1(685)

N=4,852

2 高血圧症（血压が高い） 22.4(1,085)

3 糖尿病（血糖が高い） 7.2(348)

4 血中の脂質異常（※） 19.4(942)

5 1～4 の指摘はなかった 51.1(2,481) →《問 7 へ》

無回答

1.5(73)

※血中の脂質異常とは、次のいずれかを指します。

- ・総コレステロール、LDL（悪玉）コレステロールや中性脂肪（トリグリセライド）が高い
- ・HDL（善玉）コレステロールが低い

→【問 6-2】 指摘を受けたことについて、医師や保健師などから保健指導（食事や生活習慣の改善の指導）を受けましたか。

（注）医療機関で受けた指導も含みます。

N=2,298

1 はい →《問 6-2-1 へ》

68.8(1,582)

2 いいえ →《問 6-3 へ》

28.6(658)

無回答

2.5(58)

《問 6-2 で 1 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 6-2-1】 指導された内容についてどの程度実行していますか。

1 おおむね実行している

41.5(953)

2 一部実行している

22.0(505)

3 実行していない

3.6(83)

無回答

2.5(58)

→【問 6-3】 最終的に、医療機関を受診するように勧められましたか。

（注）検査目的の受診は除きます。

N=2,298

1 はい →《問 6-3-1 へ》

42.6(980)

2 いいえ →《問 7 へ》

48.0(1,103)

無回答

9.4(215)

《問 6-3 で 1 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 6-3-1】 その後、医療機関に行きましたか。

1 はい 37.4(859)

2 いいえ 4.3(98)

無回答 1.0(23)

がん検診についておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 7】 あなたは過去 1 年間に、がん検診を受けましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

(注) これらのがん検診については、健診など（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含まれます。

N=6,996

1 胃がん検診（バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡による撮影など）
23.7(1,655)

2 肺がん検診（胸の単純 X 線撮影（結核検診と同一）や喀痰検査）
16.7(1,167)

3 子宮がん検診
12.6(878)

4 大腸がん検診（便潜血反応検査（検便）など）
19.1(1,334)

5 乳がん検診 → 《問 7-1、7-2、7-3 へ》
10.8(757)

6 1～5 は受けていない → 《問 7-4 へ》
58.6(4,103)
無回答
1.1(77)

《問 7-1、
7-2 へ》

《問 7 で 1～5 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 7-1】 がん検診をどこで受けましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=2,816

1 職場における検診
29.7(836)

2 市区町村が実施した検診
31.3(881)

3 病院や人間ドックで個人的に行う検診
42.6(1,199)

4 その他（具体的に： ）
1.7(49)

無回答
3.7(105)

→【問 7-2】 がん検診を受けた理由は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=2,816

1 年齢的に検診の必要性を感じたから 43.9(1,236)

2 がんを早期に見つけるため 33.5(943)

3 気になる症状があり、がんではないことを確認するため 16.7(470)

4 職場の検診内容にあったから 28.8(810)

5 市区町村の検診内容にあったから 23.1(651)

6 受診の通知が来たから 10.9(307)

7 家族・友人などに受診を勧められたから 4.0(113)

8 検診を勧める情報を見聞きしたから 4.2(118)

9 費用が安かったから 8.2(232)

10 その他（具体的に： ） 4.9(138)

無回答 1.7(49)

《乳がん検診を受けた(問7で5を選んだ)方にお聞きします。

受けていない方は問8へお進みください。》

→【問7-3】検診の方法は何でしたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=757

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 視触診 | 70.3(532) |
| 2 | マンモグラフィ(乳房X線)検査 | 56.5(428) |
| 3 | 超音波検査(エコー) | 42.7(323) |
| 4 | その他(具体的に:) | 2.5(19) |
| | 無回答 | 1.6(12) |

《問8へ進んでください。》

《がん検診を受けていない(問7で6を選んだ)方にお聞きします。》

→【問7-4】がん検診を受けなかった理由は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=4,103

- | | | |
|----|------------------------|-------------|
| 1 | 現在、健康に問題はなく、必要性を感じないから | 51.8(2,124) |
| 2 | 毎年受ける必要性を感じないから | 13.5(555) |
| 3 | 検診をどこで受けられるかわからないから | 9.2(378) |
| 4 | 検診の対象者とならなかったから | 16.5(678) |
| 5 | 検査が怖い(苦痛)から | 5.9(244) |
| 6 | どのような検査をするかわからないから | 5.6(229) |
| 7 | 時間がとれなかったから | 19.6(806) |
| 8 | 仕事が休めなかったから | 10.5(431) |
| 9 | 結果が不安なため、受けたくないから | 4.2(172) |
| 10 | 費用がかかるから | 16.4(671) |
| 11 | その他(具体的に:) | 7.5(306) |
| | 無回答 | 2.3(95) |

悩みやストレスについておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 8】あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか。

N=6,996

- | | | | |
|---|-----|----------------|-------------|
| 1 | ある | →《問 8-1、8-2 へ》 | 60.7(4,245) |
| 2 | ない | →《問 9 へ》 | 38.9(2,720) |
| | 無回答 | | 0.4(31) |

《問 8 で 1 と答えた方にお聞きします。》

→【問 8-1】あなたの悩みやストレスの原因は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=4,245

1	家族との人間関係	16.8(713)	11	妊娠・出産	1.4(59)
2	家族以外との人間関係	19.9(844)	12	育児	6.7(284)
3	恋愛・性に関すること	4.1(174)	13	家事	6.4(272)
4	結婚	3.1(131)	14	教育（学業、受験及び進学を含む）	9.3(395)
5	離婚	0.9(37)	15	子どもの結婚	4.2(178)
6	いじめ、セクシュアル・ハラスメント	1.1(47)	16	自分の仕事	43.7(1,855)
7	生きがいに関すること	15.9(676)	17	家族の仕事	5.3(223)
8	自由にできる時間がない	12.4(526)	18	住まいや生活環境（公害、安全及び交通事情を含む）	12.5(529)
9	収入・家計・借金など	30.8(1,309)	19	その他（具体的に： ）	2.8(118)
10	自分の病気や介護	17.2(732)	20	わからない	1.7(72)
11	家族の病気や介護	15.1(642)		無回答	3.0(127)

→【問 8-2】悩みやストレスを、どのように相談していますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。

N=4,245

- | | | |
|----|--|-------------|
| 1 | 家族に相談している | 44.6(1,895) |
| 2 | 友人・知人に相談している | 40.3(1,711) |
| 3 | 職場の上司・同僚に相談している | 10.5(447) |
| 4 | 公的な機関（保健所、福祉事務所、精神保健福祉センターなど）の相談窓口（電話などでの相談を含む）を利用している | 3.1(132) |
| 5 | 民間の機関の相談窓口（電話などでの相談を含む）を利用している | 0.7(30) |
| 6 | 病院・診療所の医師に相談している | 10.4(440) |
| 7 | テレビ、ラジオ、新聞などの相談コーナーを利用している | 1.1(47) |
| 8 | 1～7以外で相談している（職場の相談窓口など） | 0.5(15) |
| 9 | 相談したいが誰にも相談できないでいる | 7.3(310) |
| 10 | 相談したいがどこに相談したらよいかわからない | 3.5(150) |
| 11 | 相談する必要はないので誰にも相談していない | 20.9(886) |
| 12 | その他（具体的に： ） | 3.1(132) |
| | 無回答 | 2.0(87) |

子育て支援策についておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 9】子育て支援のために重要だと思われることは、どんなことですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。 N=6,996

1	相談・支援体制の強化	44.9(3,144)
2	医療体制の充実（小児・母子医療）	50.3(3,519)
3	保育サービス（時間外保育・病児保育など）の充実	50.7(3,550)
4	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	43.0(3,008)
5	若者の社会的自立の促進（就労促進など）	27.7(1,935)
6	児童虐待防止対策の推進	34.8(2,438)
7	ひとり親家庭の自立支援（就業機会の確保など）	25.2(1,766)
8	有害な情報・環境から子どもを守る取組みの推進	30.4(2,126)
9	その他（具体的に： ）	4.5(314)
10	特にない	12.0(842)
	無回答	3.0(207)

【問 10】仕事と家庭生活の両立のために充実した方がよいと思われることは、どんなことですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。 N=6,996

1	子どもの看護休暇	40.3(2,822)
2	育児のための短時間勤務制度	41.8(2,923)
3	長時間勤務や残業の抑制	39.2(2,740)
4	フレックスタイム制（※）	35.3(2,470)
5	在宅勤務制度	23.8(1,662)
6	企業内保育施設	32.6(2,279)
7	多様な保育サービスの充実（時間外保育・病児保育など）	41.7(2,919)
8	男性の育児休業制度取得率の向上	29.8(2,087)
9	職場復帰がしやすい環境の整備（育児休業中の定期的な情報交換など）	42.7(2,988)
10	情報の提供（仕事と子育ての両立や再就職の準備に役立つもの）	23.8(1,667)
11	その他（具体的に： ）	1.8(125)
12	特にない	15.3(1,067)
	無回答	3.5(247)

※フレックスタイム制とは…始業・終業の時刻を労働者自身が決定できる制度です。通常は、1日のうちで必ず就業する時間（コアタイム）を定め、その前後にいつ勤務してもいいフレキシブルタイムを設定します。

児童・高齢者虐待についておたずねします

【問 11】 児童虐待や高齢者虐待が問題になっていますが、もし、身近で児童虐待や高齢者虐待と思われるようなことを見聞きしたら、あなたはどのようにしますか。次の中から 1つ 選んでください。 N=6,996

- | | |
|---|-------------|
| 1 区市町村（役所）に連絡する | 19.1(1,334) |
| 2 相談機関に連絡する（児童相談所、子ども家庭支援センター（※1）、地域包括支援センター（※2）など） | 26.8(1,878) |
| 3 地域の民生委員・児童委員（※3）に連絡する | 9.7(681) |
| 4 警察に連絡する | 21.4(1,498) |
| 5 当事者の相談にのる | 2.8(196) |
| 6 何をしたいのかわからないので、何もできない | 10.5(733) |
| 7 関わりを持ちたくないので、何もしない | 2.6(181) |
| 8 その他（具体的に： ） | 1.9(134) |
| 無回答 | 5.2(361) |

- ※1 子ども家庭支援センターとは…子どもと家庭に関するあらゆる相談（子育ての悩み、育児相談、虐待相談など）に応じる窓口です。
- ※2 地域包括支援センターとは…高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを継続できるよう、高齢者やその家族などを総合的に支援（高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業など）をします。
- ※3 民生委員・児童委員とは…民生委員・児童委員は、都内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、高齢者・障害者の人などの福祉に関する様々な相談に応じています。

【問 12】 児童虐待や高齢者虐待はどうすれば防止できると思いますか。次の中から 2つまで 選んでください。 N=6,996

- | | |
|---|-------------|
| 1 身近な地域で見守るしくみをつくる | 26.5(1,851) |
| 2 子育て支援や介護サービスなどの充実 | 20.0(1,396) |
| 3 児童の養育者や高齢者の家族などへの相談・支援の充実 | 14.7(1,031) |
| 4 子育て・介護の不安やストレスを解消するための相談や交流の場などを整備する | 14.9(1,044) |
| 5 虐待されていると思われる子どもや高齢者を発見した人は、通報する義務があることを PR する | 20.8(1,458) |
| 6 虐待されている子どもや高齢者自身が、気軽に相談できる電話や窓口があることを PR する | 21.3(1,490) |
| 7 児童相談所や地域包括支援センターなどの相談機関の機能を充実する | 7.8(545) |
| 8 児童相談所・地域包括支援センター・学校・保育所・幼稚園・病院・警察・区市町村などの関係機関の連携を強化する | 23.1(1,615) |
| 9 緊急の受け入れ体制の充実 | 16.4(1,144) |
| 10 その他（具体的に： ） | 3.4(236) |
| 無回答 | 7.6(533) |

障害者への支援策についておたずねします

【問 13】 障害のある人に関する行政の施策のうち、もっと力を入れてもらいたいと思うものは何ですか。次の中から重要だと思われるものをすべて選んでください。 N=6,996

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1 啓発・広報活動 | 14.5(1,012) |
| 2 ボランティア活動の育成・支援 | 31.0(2,170) |
| 3 障害児の育成についての相談・支援体制や学校教育の充実 | 38.9(2,720) |
| 4 職業訓練の充実、就労の機会の確保 | 45.1(3,154) |
| 5 医療・リハビリテーションの充実 | 40.1(2,807) |
| 6 年金や手当の充実 | 37.5(2,625) |
| 7 相談員やホームヘルパーなどの在宅サービスの充実 | 34.5(2,413) |
| 8 福祉機器や情報機器の開発・普及 | 15.5(1,084) |
| 9 障害のある人に配慮した公共建築物や公的住宅、交通機関などの改善・整備 | 44.9(3,143) |
| 10 点字、手話、字幕放送などによる情報提供 | 19.7(1,376) |
| 11 防犯・防災対策の推進 | 14.4(1,010) |
| 12 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の充実 | 13.9(970) |
| 13 地域で安心して暮らせる居住の場(グループホーム(※)など)の設置 | 32.8(2,293) |
| 14 その他() | 1.6(114) |
| 15 わからない | 9.3(650) |
| 無回答 | 1.8(124) |

※グループホームとは…街なかのアパートなどで、共同生活を行う住居で、居住している障害者の方に対し、主として夜間に世話人などが相談や日常生活上の支援を行います。

【問 14】 障害のある人の就労に向けた企業などの役割として、重要だと思われるものを次の中からすべて選んでください。 N=6,996

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1 法定雇用率(※)達成への取組 | 41.7(2,916) |
| 2 事業所などの構造・設備の改善・整備(バリアフリー化などを含む) | 41.1(2,878) |
| 3 職場の上司や同僚の理解 | 56.1(3,925) |
| 4 サポートをする社員などの配置・相談体制の充実 | 39.1(2,733) |
| 5 体験実習の実施・実習生の受け入れの拡充 | 25.4(1,776) |
| 6 職場における訓練や研修の機会の充実 | 30.6(2,142) |
| 7 力を発揮できる業務の見直し | 35.0(2,448) |
| 8 作業所、養護学校、就労支援機関との連携 | 39.3(2,746) |
| 9 その他(具体的に：) | 1.1(75) |
| 10 特にない | 8.4(586) |
| 無回答 | 2.6(184) |

※ 法定雇用率とは…「障害者の雇用の促進などに関する法律」では、民間企業、国、地方公共団体などは一定の割合(例：常用労働者数 56 人以上規模の民間企業は 1.8%)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされています。

地域社会のあり方についておたずねします

【問 15】 地域で安心して生活していくために、あなたは、住民同士の協力関係が必要だと思いますか。次の中から 1つ 選んでください。 N=6,996

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 必要だと思う | 42.7(2,989) |
| 2 ある程度必要だと思う | 46.1(3,224) |
| 3 あまり必要だとは思わない | 4.0(278) |
| 4 必要だとは思わない | 1.1(74) |
| 5 その他（具体的に： ） | 0.1(8) |
| 6 わからない | 5.0(349) |
| 無回答 | 1.1(74) |

→ 《問 16 へ》

《問 15 で 1 または 2 と答えた方にお聞きします。》

→【問 15-1】 地域における住民同士の協力関係を築くためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを すべて 選んでください。 N=6,213

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1 ボランティア団体やNPO団体の活動を活発にすること | 19.8(1,228) |
| 2 自治会や町内会が中心となって住民同士の交流活動を進めること | 56.9(3,534) |
| 3 地域の企業や団体などに地域活動への参加を呼びかけること | 18.2(1,132) |
| 4 地域の人が気軽に集まる場所や地域活動の拠点となる施設を作ること | 41.1(2,556) |
| 5 地域活動に関する具体的な情報を広く紹介すること | 36.3(2,256) |
| 6 地域活動を担う、リーダーとなる人材を育成すること | 20.5(1,276) |
| 7 行政や社会福祉協議会（※）が地域活動への支援やコーディネートをする事 | 18.3(1,134) |
| 8 自ら進んで住民同士の交流を持つようところがけること | 39.4(2,449) |
| 9 その他（具体的に： ） | 1.4(84) |
| 10 わからない | 4.5(277) |
| 無回答 | 1.8(111) |

※社会福祉協議会とは…区市町村に設置されている、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体。

《問 15 で 3 または 4 と答えた方にお聞きします。》

【問 15-2】地域の住民同士の協力関係が必要だと思わない理由は何ですか。次の中から 1つ 選んでください。

N=352

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 他人とかかわりを持ちたくないから | 10.2(36) |
| 2 個々の生活は個人の自覚や責任の問題だから | 34.9(123) |
| 3 住民同士の協力関係に期待をしていないから | 18.8(66) |
| 4 家族や親戚の結びつきがあれば十分だから | 6.5(23) |
| 5 友人や知人の結びつきがあれば十分だから | 6.0(21) |
| 6 地域で安心して暮らすために対応するのは、行政だから | 9.4(33) |
| 7 その他（具体的に： ） | 2.8(10) |
| 8 わからない | 2.8(10) |
| 無回答 | 8.5(30) |

《全員にお聞きします。》

【問 16】地域で安心して生活していくために、福祉・保健医療に関してどのようなことが大切だと思いますか。次の中からあてはまるものを すべて 選んでください。

N=6,996

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1 地域医療提供（かかりつけ医（※1）、病院など）体制の充実 | 75.3(5,271) |
| 2 健康管理（生活習慣病、がんなど）の相談窓口の充実 | 36.1(2,523) |
| 3 感染症対策や食中毒対策などの健康管理 | 20.6(1,441) |
| 4 福祉施策（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など）の充実 | 53.4(3,734) |
| 5 セーフティネットの仕組み（生活保護、ホームレス自立支援など）の充実 | 20.2(1,416) |
| 6 だれにでもやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン（※2））の推進 | 31.3(2,192) |
| 7 ボランティア活動による助け合い | 20.1(1,406) |
| 8 地域の住民組織（自治会・町内会など）やNPOなどによる地域活動の充実 | 27.7(1,937) |
| 9 その他（具体的に： ） | 1.1(78) |
| 10 わからない | 5.8(409) |
| 無回答 | 1.5(103) |

※1 かかりつけ医とは…「病気や健康のことについて気軽に相談したり、診察を受けにいける先生」または「あの先生がかかりつけのお医者さん」と決めている人をいいます。

※2 ユニバーサルデザインとは…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることであり、その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

福祉サービスへの民間参入についておたずねします

【問 17】 多様な福祉サービス分野に民間企業が進出していますが、このことについて、あなたは賛成ですか。それとも反対ですか。 N=6,996

- | | | |
|-------------|-------------|--|
| 1 賛成である | 55.7(3,897) | |
| 2 反対である | 7.9(554) | |
| 3 どちらともいえない | 23.3(1,631) | |
| 4 わからない | 11.9(830) | |
| 無回答 | 1.2(84) | |
- } → 《問 18 へ》

《問 17 で 1 を選んだ方にお聞きします。》

→【問 17-1】 賛成の理由は何ですか。あなたのお考えに最も近いものを 1つ 選んでください。

N=3,897

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1 行政だけでは必要なサービスを賄いきれないから | 38.4(1,495) |
| 2 競争により、サービスの質の向上が期待できるから | 23.9(933) |
| 3 ニーズに即した多様なサービスを受けることができるから | 13.9(543) |
| 4 費用を負担することで、気兼ねなくサービスを受けられるから | 3.3(129) |
| 5 役所のような面倒な手続きがなく、対応が早いから | 6.2(242) |
| 6 公的サービスより親切な対応が期待できるから | 4.4(170) |
| 7 その他（具体的に： ） | 0.5(19) |
| 無回答 | 9.4(366) |

《問 17 で 2 を選んだ方にお聞きします。》

-----▶【問 17-2】 反対の理由は何ですか。あなたのお考えに最も近いものを 1つ 選んでください。

N=554

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 福祉サービスはあくまでも行政の責任で行うべきだから | 37.4(207) |
| 2 公的サービスに比べて経済的負担が大きいから | 21.3(118) |
| 3 公的機関に比較すると人材やサービスに信頼がおけないから | 11.9(66) |
| 4 プライバシーの保護に不安があるから | 3.8(21) |
| 5 営利目的なので親切な対応は期待できないから | 13.0(72) |
| 6 苦情への対応が大変だから | 0.4(2) |
| 7 その他（具体的に： ） | 4.0(22) |
| 無回答 | 8.3(46) |

社会保障と費用負担についておたずねします

《全員にお聞きします。》

【問 18】 少子高齢化が進行し、社会保障を受ける人が増え、負担する人が減ることが予想されています。今後の社会保障サービスの給付と負担の関係はどうあるべきか、あなたの考えに最も近いものを次の中から 1つ 選んでください。

N=6,996

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 社会保障サービスの水準を向上させるべきであり、負担が増えてもやむを得ない | 15.8(1,103) |
| 2 | 現状の社会保障サービスの水準を維持すべきであり、ある程度、負担が増えてもやむを得ない | 40.5(2,836) |
| 3 | 現状の負担を維持すべきであり、社会保障サービスの水準が下がってもやむを得ない | 12.9(905) |
| 4 | その他（具体的に： ） | 9.5(662) |
| 5 | わからない | 19.0(1,329) |
| | 無回答 | 2.3(161) |

【問 19】 社会保障サービスの負担は、社会全体で負担する税金や社会保険料と、サービスを受ける本人の利用料に分けられます。社会保障の負担増が避けられない場合、今後の負担の方法はどうあるべきか、あなたの考えに最も近いものを次の中から 1つ 選んでください。

N=6,996

- | | | |
|---|---|-------------|
| 1 | 社会保障の負担増は、主に社会全体で負担する税金や社会保険料で対応すべきである | 31.1(2,177) |
| 2 | 社会保障の負担増は、社会全体で負担する税金や社会保険料と、サービスを受ける本人の利用料の両方で対応すべきである | 42.2(2,950) |
| 3 | 社会保障の負担増は、主にサービスを受ける本人の利用料で対応すべきである | 6.7(469) |
| 4 | その他（具体的に： ） | 3.2(227) |
| 5 | わからない | 14.7(1,029) |
| | 無回答 | 2.1(144) |

所得（収入）などのあり方についておたずねします

【問 20】 所得（収入）などは、本来、何によって決まることが望ましいと思いますか。次の中から 2 つまで 選んでください。 N=6,996

1	本人の努力・実績	79.1(5,534)
2	仕事の内容・職責	53.9(3,773)
3	年齢や経験年数	16.2(1,132)
4	生まれつきの才能	1.9(133)
5	学歴	0.7(52)
6	出身家庭の職業や経済状況	0.9(65)
7	家族の状況（扶養家族の人数や子どもの年齢など）	10.7(748)
8	勤務形態（正規雇用と非正規雇用）	6.2(435)
9	その他（具体的に：　　　　　）	0.7(47)
10	わからない	5.5(388)
	無回答	2.0(139)

【問 21】 所得（収入）などに著しい格差が生じた場合、どのような取組が必要だと思いますか。次の中から 2 つまで 選んでください。 **N=6,996**

1	努力や実績が十分に報われる環境の整備	52.5(3,674)
2	一度遅れをとっても、何度でもチャレンジできる環境の整備	27.2(1,904)
3	能力とやる気があれば学べる環境の整備（奨学金の拡充など）	29.3(2,047)
4	非正規雇用から正規雇用に転換できるしくみの整備	15.8(1,105)
5	新規採用の年齢制限撤廃や中途採用など、就労機会の拡大	30.3(2,118)
6	公的な所得保障の充実(生活保護など)	8.1(566)
7	特段の措置は必要ない	2.2(152)
8	その他（具体的に：　　　　　　　）	1.0(72)
9	わからない	7.4(521)
	無回答	2.6(181)

【問 22】現在の社会の状況を、あなたはどのように考えますか。次の中から **1つ** 選んでください。

1	本人の努力や能力により、今後の所得（収入）などを向上できる社会	37.3(2,613)
2	学歴で、今後の所得（収入）などが固定化している社会	14.0(977)
3	年齢や経験年数で、今後の所得（収入）などが固定化している社会	10.3(720)
4	出身家庭の教育環境によって、今後の所得（収入）などが固定化している社会	3.7(256)
5	出身家庭の経済状況で、今後の所得（収入）などが固定化している社会	6.4(448)
6	一度遅れをとっても、再チャレンジし、所得（収入）などを挽回できる社会	7.2(503)
7	その他（具体的に： ）	3.6(250)
8	わからない	14.2(995)
	無回答	3.3(234)

東京都の福祉保健行政に関してご意見やご要望がありましたら、お聞かせください。

- ◆ 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。
- ◆ この調査の結果は、まとめり次第公表し、東京都の福祉保健施策の重要な基礎資料とします。

調査担当

東京都 福祉保健局 総務部 企画課
統計調査係（福祉保健基礎調査担当）
電話 03-5320-4011（直通）

2 主な用語の説明

○ 世帯

世帯とは、調査日現在、同一住居又は同一敷地内の別棟に居住しており、かつ、生計を共にしている人（世帯員）の集まり、又は独立して生計を営む単身者をいう。

○ 世帯員

世帯員とは、調査日現在、この世帯に住んでいる人のほか、たまたま一時的に不在の人も含める。例えば、旅行中、入院中（長期療養中で医療機関に住民登録を移している人を除く。）及び船員などのように、生活の本拠はこの世帯におきながら、就業等の場所のみを移動している人は世帯員に含める。

ただし、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中、別居中、収監中のように、その生活の本拠を他の地に移している人は、たとえ、日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員には含めない。

○ 地域

区中央部・・・千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
区南部・・・品川区、大田区
区西南部・・・目黒区、世田谷区、渋谷区
区西部・・・新宿区、中野区、杉並区
区西北部・・・豊島区、北区、板橋区、練馬区
区東北部・・・荒川区、足立区、葛飾区
区東部・・・墨田区、江東区、江戸川区
西多摩・・・青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩・・・八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
北多摩西部・・・立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
北多摩南部・・・武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
北多摩北部・・・小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
島しょ・・・伊豆諸島

○ 世帯類型

世帯を、その世帯員と世帯主との続柄により次のように分類した。

1 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係がある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合もここに含まれる。

さらに、最も若い世代の夫婦とその他の世帯員との関係を基に次のように分類した。

(1) 核家族世帯

- ① 夫婦のみの世帯
- ② 夫婦と子から成る世帯
- ③ 男親と子から成る世帯
- ④ 女親と子から成る世帯

(2) その他の親族世帯

- ① 夫婦と両親から成る世帯
- ② 夫婦とその父又は母から成る世帯
- ③ 夫婦、子と両親から成る世帯
- ④ 夫婦、子と父又は母から成る世帯
- ⑤ 夫婦と他の親族（親、子を含まない）から成る世帯
- ⑥ 夫婦、子と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- ⑦ 夫婦、親と他の親族（子を含まない）から成る世帯
- ⑧ 夫婦、子、親と他の親族から成る世帯
- ⑨ 兄弟姉妹のみから成る世帯
- ⑩ 他に分類されない親族世帯

2 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

3 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

○ **世帯類型（18歳未満の子どもがいる世帯）**

18歳未満の子どもとその両親との同居状況により世帯を次のように分類した。

1 子どもとその両親がいる世帯

- (1) 子どもとその両親がいる世帯
- (2) その他・・・(1)にその他の親族が加わった世帯

2 ひとり親を含む世帯

(1) 母子を含む世帯

- ① 子どもとその母親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者が同一世帯にいない女親と18歳未満の子のみによって構成されている世帯

(2) 父子を含む世帯

- ① 子どもとその父親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者が同一世帯にいない男親と18歳未満の子のみによって構成されている世帯

(3) その他

(2)の①に18歳以上の子又はその他の親族が加わった世帯

3 子どもの両親がいない世帯

4 子どもがいない世帯

○ **世帯類型（65 歳以上の高齢者がいる世帯）**

65 歳以上の高齢者のいる世帯の状況を次のように分類した。

- 1 高齢者のみの世帯
 - (1) ひとりぐらし高齢者世帯
 - (2) 高齢者夫婦のみの世帯
 - (3) その他的高齢者のみの世帯
- 2 高齢者がいる世帯
 - (1) 夫婦のみの世帯
 - (2) 高齢者と配偶者のない子の世帯
 - (3) 高齢者と配偶者のある子の世帯
 - (4) 高齢者と配偶者のない子と孫のいる世帯
 - (5) 高齢者と配偶者のある子と孫のいる世帯
 - (6) その他の世帯
- 3 高齢者がいない世帯

○ **世帯類型（高齢者・父子・母子世帯）**

世帯の状況を世帯員の世帯類型により次のように分類した。

- 1 高齢者世帯
65 歳以上の人のみで構成するか、又はこれらに 18 歳未満の人が加わった世帯
- 2 母子世帯
死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 18 歳以上 65 歳未満の女と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 3 父子世帯
死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 18 歳以上 65 歳未満の男と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 4 その他世帯・・・上記 1～3 以外の世帯

○ **世帯類型（世代）**

次の分類による。

- 単身者
- 夫婦のみ
- 二世代
- 三世代
- 四世代
- 兄弟姉妹のみ
- 祖父母と孫のみ
- その他

○ 世帯業態（就労の形態）

生計中心者の就業状況を基にその世帯業態を次のように分類した。

1 雇用者世帯

(1) 常雇者世帯

生計中心者が雇用期間について別段の定めなく雇われている人の世帯

(2) 臨時雇用者世帯

生計中心者が雇用期間 1 か月以上 1 年以内の契約によって雇われている人の世帯

(3) 日雇雇用者世帯

生計中心者が日々又は雇用期間 1 か月未満の契約によって雇われている人の世帯

生計中心者が家庭内で賃仕事（内職）をしている人の世帯

2 自営業者世帯

(1) 自営業主（雇主あり）世帯

生計中心者が個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などで、雇い人がいる世帯

(2) 自営業主（雇人なし）世帯

生計中心者が個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商従業者などで、個人又は家族だけで事業を営んでいる人の世帯

3 その他の就業者世帯

(1) 家庭内の賃仕事世帯

(2) 生計中心者が就業していない世帯

4 非就労者世帯

世帯に就業者のいない世帯

○ 生計中心者

生計中心者とは、食費、住居費など世帯を維持するのに必要な生活費を最も多く負担している人をいい、必ずしも世帯主や最多収入者とは限らない。

○ 生計中心者の課税状況

生計中心者の平成 17 年中の収入に対しての住民税、所得税の課税の有無の状況である。

○ 世帯収入

その世帯の世帯全員の平成 17 年中に収入のあった総額。

収入には、賃金、給与、事業所得、家賃、地代や利子・配当金などの財産収入のほかに仕送り、年金・恩給、社会保障給付金などが含まれる（単身赴任者からの給料等の送金は仕送りに含める。）。

なお、賃金・給与は税金や社会保険料を控除する前の金額であり、事業所得は売上額から仕入額及び備品購入費等の必要経費を差し引いた後の金額である。

○ **住居の種類**

住居の種類は住宅の所有関係により次のように分類した。

1 持家

(1) 持家（一戸建て）

世帯主又は世帯員名義の住宅で、1建物1住宅であるもの

(2) 持家（分譲マンション等）

分譲の民間共同住宅（マンション）や分譲の公社・公団住宅をいう。

2 借家・賃貸住宅

(1) 都・区市町村の公営賃貸住宅

(2) 都市機構（旧公団）・公社などの賃貸住宅

都市再生機構、（旧）都市基盤整備公団、住宅供給公社、（旧）開発公社などの賃貸住宅をいう。

(3) 民間賃貸住宅（一戸建て）

(4) 民間賃貸住宅（共同住宅）

(5) 社宅等の給与住宅

勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は管理している住宅（独身寮を含む）をいう。

3 高齢者向け住宅

シルバーピア、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなどをいう。

4 その他

○ **居住開始時期**

現在の住居の住み始めた時期のことで、その場所での建て替えも継続して居住時期に含む。

○ **居住室数**

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住用の部屋をいう。

3畳以上のダイニングキッチンを含めるが、玄関、台所、便所、浴室、廊下、土間などは含めない。

○ **住宅の床面積**

居住室数の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、便所、浴室、廊下、土間などを含めるが営業用の部分は除く。

○ **家賃・間代・地代**

共益費、管理費は含めない。

○ 世帯収入の種類

1 仕送り

仕送りには、単身赴任者を送り出している世帯などで、単身赴任をしている人の給与振込口座から生活費等として毎月決まって引き出す場合も含む。また、現金だけではなく、品物によるものも含む。

2 その他の社会保障給付金

医療保険からの傷病手当金・出産手当金・休業手当金など、労働者災害保険法等による各種補償費、児童手当法等による各種手当をいう。

3 雇用保険

求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等をいう。

○ 就労の形態

就業者の事業所における従業上の地位によって、次のように分類した。

1 自営業

(1) 自営業主（雇入あり）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などで、雇い人がいる人をいう。

(2) 自営業主（雇入なし）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦などで、個人または家族のみで事業を営んでいる人をいう。

(3) 家族従事者

農家や個人商店などで、農業や店の仕事を手伝っている家族をいう。

2 雇用者

(1) 常雇

① 一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）

会社員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住込みの家事手伝いなどで、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて他に雇われている人で役員ではない人をいう。

② 会社などの役員

会社の社長、取締役、監査役、団体などの理事、幹事などの役員をいう。

(2) 契約雇用（1か月以上1年未満）

1か月以上1年未満の雇用期間を定めて雇われている人をいう。

(3) 契約雇用（日々又は1か月未満）

日々又は雇用期間が1か月未満の契約で雇われている人をいう。

3 家庭内の賃仕事

内職、家庭内で賃仕事をしている人をいう。パート、アルバイトを含む。

○ **勤め先での呼称**

1 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

2 労働派遣事業所の派遣職員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

3 契約社員・嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人、雇用期間の定めのある人をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

○ **医療保険の加入状況**

医療保険の加入状況（種類）により、次のように分類した。

1 国民健康保険

(1) 区市町村

区市町村が運営し、地域内の一般住民を対象としているものに加入している場合をいう。

(2) 組合

同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している場合をいう。

○ **保育・教育の状況**

1 認可保育所

公立の保育所、私立の認可保育所に預けている場合をいう。

2 認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。

3 保育ママ

正式名称は家庭福祉員制度。地方自治体が実施する研修を受けた保育士や教員等の資格所有者らが、自宅で乳幼児を保育する。

○ **18年10月中の育児にかかった費用**

保育費、医療費、家具・寝具等の費用、衣服費、衛生費、乳児にかかる費用及びその他（小遣い、おもちゃ代）の乳幼児にかかった費用のすべてが入る。（二人以上いる場合は合算）ただし、飲食費、高熱水道費、住居費などは除外。

3 主な表記省略一覧表

調査票① 世帯と世帯員の状況

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 8	医療保険の加入状況	被用者保険加入者 本人 家族	被用者保険（政管健保、組合健保、共済組合等） 加入者本人 家族（被扶養者）
問 9	現在の公的年金の加入状況	国民年金第 1 号被保険者 国民年金第 2 号被保険者	国民年金第 1 号被保険者（自営業者や学生等） 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者）
問 10-2	就労の形態	一般常雇 契約雇用（1 月以上 1 年未満） 契約雇用（日々又は 1 月未満） 役員	一般常雇者（契約期間が 1 年以上又は雇用期間の定めのない者） 1 月以上 1 年未満の契約の雇用者 日々又は 1 月未満の契約の雇用者 会社などの役員
問 14	住居の種類	公営賃貸住宅 都市機構・公社などの賃貸住宅	都・区市町村の公営賃貸住宅 都市機構（旧公団）・公社などの賃貸住宅

調査票② 福祉保健に関する実態と意識

問 4	喫煙の有無	合計 100 本以上、または、 6 ヶ月以上 合計 100 本未満で 6 ヶ月未満	これまでに吸った合計が 100 本以上、または、 100 本以下でも 6 ヶ月以上吸っている（吸っていた） 吸ったことはあるが、合計 100 本未満で 6 ヶ月未満である。
問 6-1	健診結果の 指摘の内容	指摘なし（肥満・高血圧・ 糖尿病・血中の脂質異常）	1～4 の指摘はなかった
問 7	がん検診の 受診内容	胃がん検診 肺がん検査 大腸がん検診	胃がん検診（バリウムによるレントゲン撮影 や内視鏡による撮影など） 肺がん検診（胸の単純 X 線撮影（結核検診と 同一）や喀痰検査） 大腸がん検診（便潜血反応検査（検便）など）
問 7-2	がん検診を 受けた理由	年齢的に必要性を感じた から	年齢的に検診の必要性を感じたから
問 7-3	乳がん検診 の受診状況	マンモグラフィ検査 超音波検査	マンモグラフィ（乳房 X 線）検査 超音波検査（エコー）
問 8-1	悩みやスト レスの原因	教育 住まいや生活環境	教育（学業、受験及び進学を含む） 住まいや生活環境（公害、安全及び交通事情 を含む）
問 8-2	悩みやスト レスの相談 先	家族 友人・知人 職場の上司・同僚 公的機関の相談窓口、電話 など 民間機関の相談窓口、電話 など 病院・診療所の医師 テレビ、ラジオ、新聞など の相談コーナー	家族に相談している 友人・知人に相談している 職場の上司・同僚に相談している 公的な機関（保健所、福祉事務所、精神保健 福祉センターなど）の相談窓口（電話などで の相談を含む）を利用している 民間の機関の相談窓口（電話での相談を含む） を利用している 病院・診療所の医師に相談している テレビ、ラジオ、新聞などの相談コーナーを 利用している

		その他 相談したいが誰にも相談できない どこに相談したらよいかわからない	1～7 以外で相談している（職場の相談窓口など） 相談したいが誰にも相談できないでいる 相談したいがどこに相談したらよいかわからない
問 9	子育て支援のために重要なこと	医療体制の充実 保育サービス 若者の社会的自立の促進 ひとり親家庭の自立支援	医療体制の充実（小児・母子医療） 保育サービス（時間外保育・病児保育など）の充実 若者の社会的自立の促進（就労促進など） ひとり親家庭の自立支援（就業機会の確保など）
問 10	仕事と家庭生活の両立のために充実した方がよいこと	多様な保育サービスの充実 職場復帰がしやすい環境の整備 情報の提供	多様な保育サービスの充実（時間外保育・病時保育など） 職場復帰がしやすい環境の整備（育児休業中の定期的な情報交換など） 情報の提供（仕事と子育ての両立や再就職の準備に役立つもの）
問 11	児童・高齢者虐待を見聞きした場合の対応	相談機関（児童相談所など）に連絡 民生・児童委員に連絡 警察に連絡 相談にのる 何もできない 何もしない	相談機関に連絡する（児童相談所、子ども家庭支援センター、地域包括支援センターなど） 地域の民生委員・児童委員に連絡する 警察に連絡する 当事者の相談にのる 何をしたいかわからないので何もできない 関わりを持ちたくないの、何もしない
問 13	重要だと思う障害者への施策	在宅サービスの充実 障害児への相談・支援体制や学校教育の充実 公共建築物や公的住宅、交通機関などの改善・整備 地域で安心して暮らせる居住の場の設置	相談員やホームヘルパーなどの在宅サービスの充実 障害児の育成についての相談・支援体制や学校教育の充実 障害のある人に配慮した公共建築物や公的住宅、交通機関などの改善・整備 地域で安心して暮らせる居住の場（グループホームなど）の設置

問 15-1	住民同士の協力関係を築くために必要なこと	ボランティア団体やNPOの活動を活発にすること	ボランティア団体や民間非営利法人（NPO）の活動を活発にすること
問 16	地域で安心して生活するために大切なこと	地域医療提供体制の充実 健康管理の相談窓口の充実 福祉施策の充実 セーフティネットの仕組みの充実 だれにでもやさしいまちづくりの推進 地域の住民組織やNPOなどによる地域活動の充実	地域医療提供（かかりつけ医、病院など）体制の充実 健康管理（生活習慣病、がんなど）の相談窓口の充実 福祉施策（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など）の充実 セーフティネットの仕組み（生活保護、ホームレス自立支援など）の充実 だれにでもやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の推進 地域の住民組織（自治会、町内会など）や民間非営利団体（NPO）などによる地域活動の充実
問 17	福祉サービスの民間参入の賛否	賛成 反対	賛成である 反対である
問 19	今後の社会保障サービスにおける負担方法のあり方	主に社会全体で負担すべき 社会全体と本人の利用料の両方で対応すべき 主に本人の利用料で対応すべき	社会保障の負担増は、主に社会全体で負担する税金や社会保険料で対応すべきである 社会保障の負担増は、社会全体で負担する税金や社会保険料と、サービスを受ける本人の利用料の両方で対応すべきである 社会保障の負担増は、主にサービスを受ける本人の利用料で対応すべきである
問 20	望ましい所得（収入）などの決まり方	家族の状況 勤務形態	家族の状況（扶養家族の人数やこどもの年齢など） 勤務形態（正規雇用と非正規雇用）
問 21	所得（収入）格差が生じた場合の取組	能力とやる気があれば学べる環境の整備 公的な所得保障の充実	能力とやる気があれば学べる環境の整備（奨学金の拡充など） 公的な所得保障の充実（生活保護など）

問 22	現 在 の 社 会 状 況	本人の努力や能力	本人の努力や能力により、今後の所得（収入）などを向上できる社会
		学歴	学歴で、今後の所得（収入）などが固定化している社会
		年齢や経験年数	年齢や経験年数で、今後の所得（収入）などが固定化している社会
		教育環境	出身家庭の教育環境によって、今後の所得（収入）などが固定化している社会
		再チャレンジ	一度遅れをとっても、再チャレンジし、所得（収入）などを挽回できる社会